

平成30年9月
平成30年第4回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第14号	平成29年度栃木市継続費精算報告書	1
報告第15号	平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	3
報告第16号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	5
報告第17号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	9
報告第18号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	13
報告第19号	栃木市土地開発公社の平成30事業年度変更事業計画書の提出について	17
報告第20号	栃木市土地開発公社の平成29事業年度事業報告書の提出について	18
報告第21号	一般財団法人栃木市農業公社の平成29年度事業状況報告書の提出について	19
報告第22号	株式会社観光農園いわふねの平成29年度経営状況説明書の提出について	20
議案第81号	平成30年度栃木市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第82号	平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第83号	平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第84号	平成30年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第85号	栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例の制定について	21
議案第86号	栃木市子ども未来基金条例の制定について	25
議案第87号	栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	28
議案第88号	栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第89号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	34

議案第 90 号	栃木市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第 91 号	栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例を廃止する条例の制定について	38
議案第 92 号	工事請負契約の締結について	40
議案第 93 号	工事請負契約の締結について	41
議案第 94 号	工事請負契約の締結について	42
議案第 95 号	財産の取得について	43
議案第 96 号	財産の処分について	44
議案第 97 号	財産の処分について	45
議案第 98 号	平成 29 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	46
議案第 99 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	47
議案第 100 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	48
議案第 101 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	49
議案第 102 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	50
議案第 103 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	51
議案第 104 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	52
認定第 2 号	平成 29 年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	53
認定第 3 号	平成 29 年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	54
認定第 4 号	平成 29 年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	55
認定第 5 号	平成 29 年度栃木市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 歳入歳出決算の認定について	56

認定第 6号	平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 歳入歳出決算の認定について	57
認定第 7号	平成29年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	58
認定第 8号	平成29年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について	59
認定第 9号	平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計 歳入歳出決算の認定について	60
認定第10号	平成29年度栃木市水道事業会計決算の認定について	61

平成29年度 栃木市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				
				年割額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
3	2	いりふね・そのべ保育園統合整備事業	28	553,961,000	273,195,000	259,400,000	-	21,366,000
			29	144,308,000	69,630,000	60,400,000	-	14,278,000
			計	698,269,000	342,825,000	319,800,000	-	35,644,000
8	2	市道D311号線外道路新設改良事業(栃木仲方)	28	213,000,000	-	191,700,000	-	21,300,000
			29	52,000,000	-	46,800,000	-	5,200,000
			計	265,000,000	-	238,500,000	-	26,500,000

報告第14号

(単位：円)

実 績					比 較				
支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
134,870,000	66,600,000	61,400,000	-	6,870,000	419,091,000	206,595,000	198,000,000	-	14,496,000
524,513,200	257,992,800	246,500,000	-	20,020,400	△380,205,200	△188,362,800	△186,100,000	-	△5,742,400
659,383,200	324,592,800	307,900,000	-	26,890,400	38,885,800	18,232,200	11,900,000	-	8,753,600
188,000,000	-	169,200,000	-	18,800,000	25,000,000	-	22,500,000	-	2,500,000
46,381,600	-	46,300,000	-	81,600	5,618,400	-	500,000	-	5,118,400
234,381,600	-	215,500,000	-	18,881,600	30,618,400	-	23,000,000	-	7,618,400

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

1 健全化判断比率

指標名称	数値	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.57%
連結実質赤字比率	—	16.57%
実質公債費比率	10.8%	25.0%
将来負担比率	63.4%	350.0%

2 資金不足比率

会計名称	数値	経営健全化基準
栃木市水道事業会計	—	20.0%
栃木市下水道特別会計	—	20.0%
栃木市農業集落排水特別会計	—	20.0%
栃木市千塚町上川原産業団地特別会計	—	20.0%

3 監査委員の意見

別紙のとおり

注1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年7月2日

栃木市長 大川 秀子

平成30年5月24日、栃木市都賀町白久保地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

埼玉県草加市地内居住者

2 損害賠償の額

222,834円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

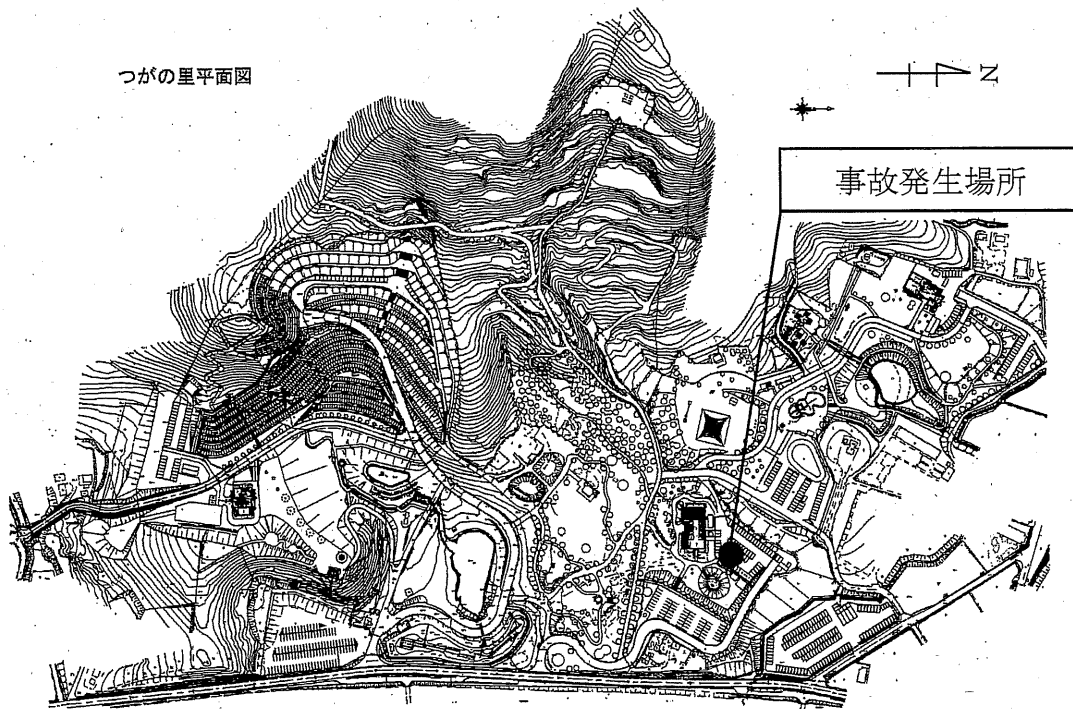
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

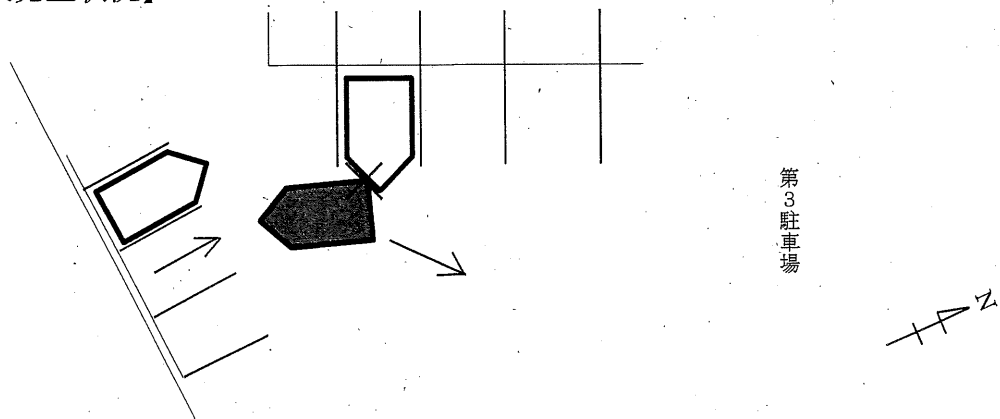
1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

2 以下略

【事故発生場所】



【事故発生状況】



公用車を駐車枠から出そうと、後方に駐車してあった相手方の車を認識し、ハンドルを切りバックを始めたが、右隣に駐車してある車に接触しないよう注意を向けていた際に、後方の確認が不十分になり、相手方の車に接触した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年8月22日

栃木市長 大川 秀子

平成30年6月22日、栃木市大平町西水代地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大平町地内居住者

2 損害賠償の額

116,899円

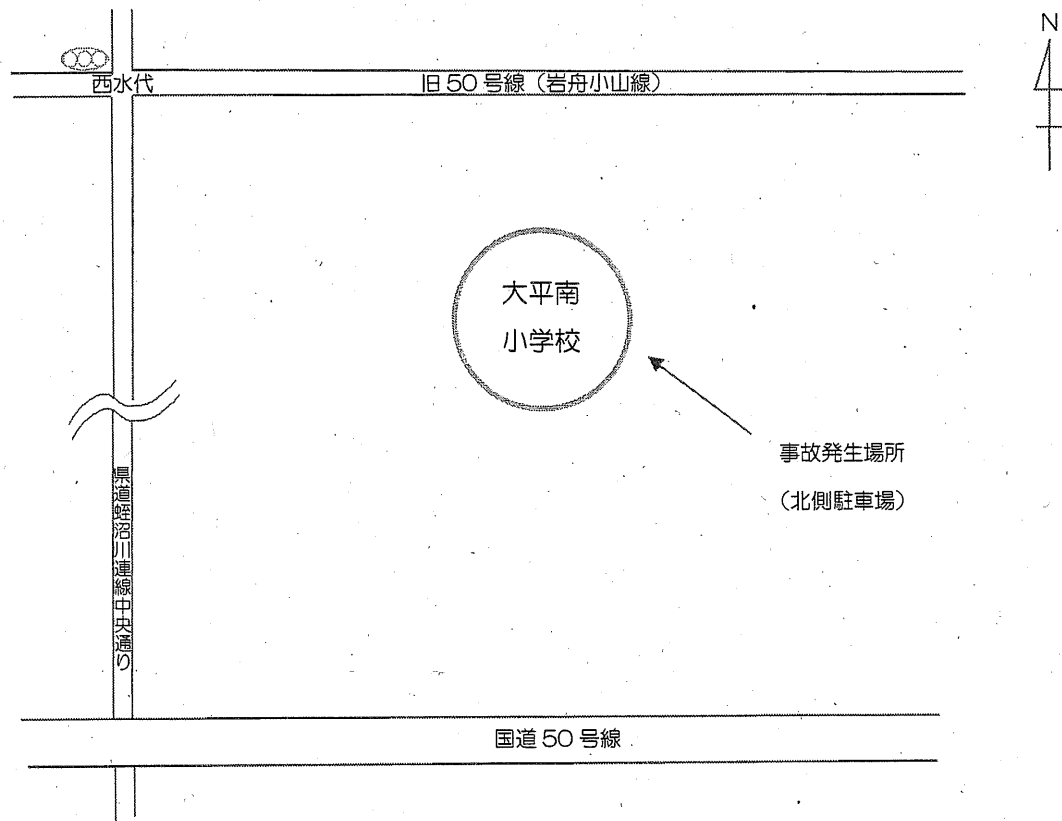
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

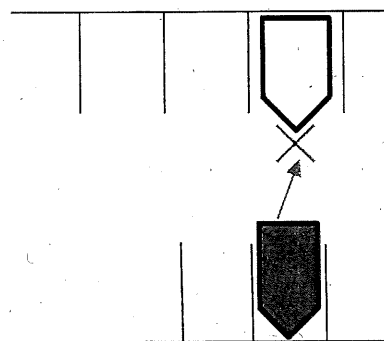
報告第16号と同じ。

【事故発生場所】



【事故発生状況】

大平南小学校
プール北側駐車場



公用車をバックしたところ、後方に駐車中(車内に不在)の車両に接触した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年8月22日

栃木市長 大川 秀子

平成30年3月9日、栃木市菌部町2丁目地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市藤岡町地内居住者

2 損害賠償の額

950,810円

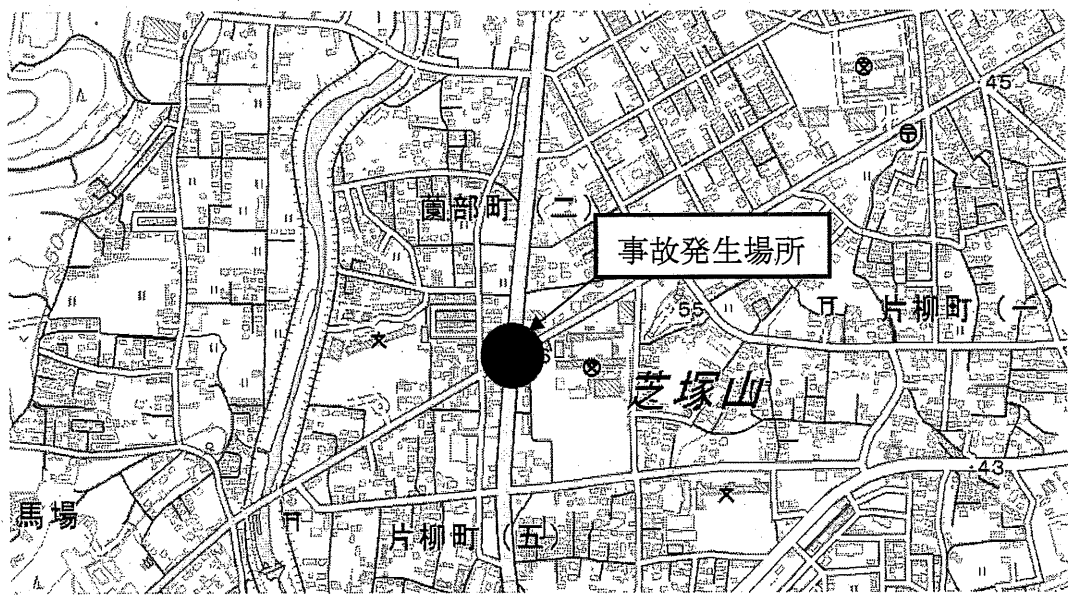
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

報告第16号と同じ。

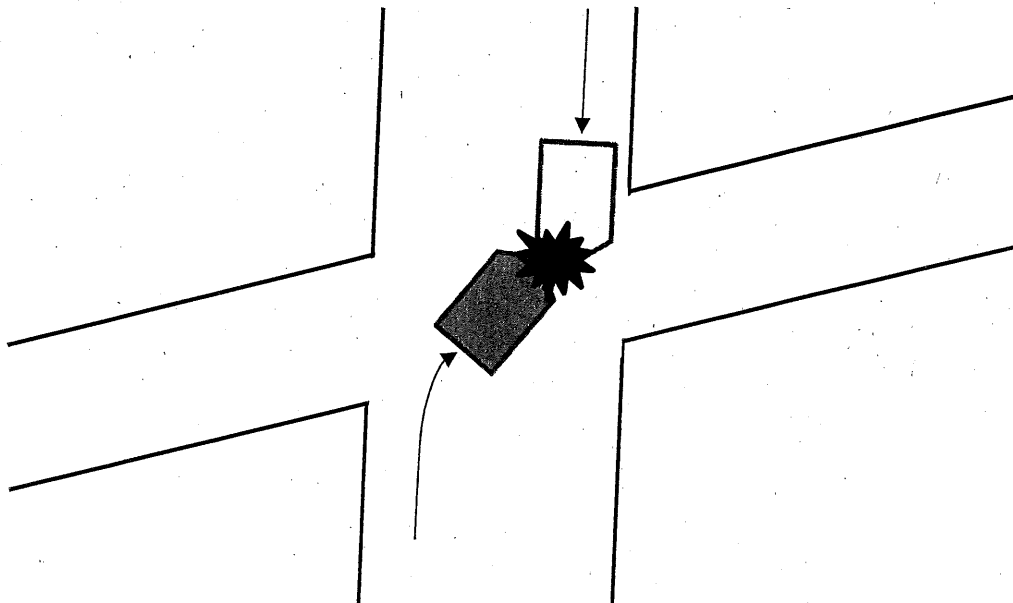
【事故発生場所】



※ 上記の図は、国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.374407/139.716053/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0h0k0l0u0t0z0r0s0f0>)
を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



公用車が交差点を右折中、前方より直進してきた車両に気付かず衝突した。

栃木市土地開発公社の平成30事業年度変更事業計画書の提出
について

栃木市土地開発公社の平成30事業年度変更事業計画書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市土地開発公社の平成29事業年度事業報告書の提出につ

いて

栃木市土地開発公社の平成29事業年度事業報告書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

一般財団法人栃木市農業公社の平成 2 9 年度事業状況報告書の
提出について

一般財団法人栃木市農業公社の平成 2 9 年度事業状況報告書を地方自治法
(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により別添のとおり
提出する。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

株式会社観光農園いわふねの平成29年度経営状況説明書の提出について

株式会社観光農園いわふねの平成29年度経営状況説明書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例の制定について

栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 8 月 31 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例

(設置)

第1条 企画提案方式により旧寺尾南小学校を利用させる事業者を選定するに当たり審査等を実施するため、栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 事業者の募集に関する事項
- (2) 事業者の審査及び選定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、旧寺尾南小学校の利用に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は関係団体を代表する者
- (3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から事業者の選定に係る答申がなされた日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、公開することができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、事業者の提案内容、事業遂行能力その他の考慮すべき事項を総合的に判断し、公平かつ公正に審査を行わなければならない。

2 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員がその職を退いた後も同様とする。

(関係人の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市子ども未来基金条例の制定について

栃木市子ども未来基金条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 8 月 31 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市子ども未来基金条例

(設置)

第1条 本市の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する事業の財源に充てるため、栃木市子ども未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定の寄附金及び予算で定める金額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、その目的の経費に充てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 8 月 31 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年栃木市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条第2号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加
え、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確
保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全
てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役
割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないように
するための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の
区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に
係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所
（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所におい
て代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型
若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号にお
いて「小規模保育事業A型事業者等」という。）

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第46条中「第26条において「保育所型事業所内保育事業者」の次に「という。）」と、」を加える。

附則第2条中「事業を行う者」の次に「(次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないこ

とができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「第6条本文」を「第6条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を改正する条例の
制定について

栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

平成 30 年 8 月 31 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を改正する条例

栃木市認定西方なかよしこども園条例（平成23年栃木市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）」を「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 8 月 31 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同表の5の2の項とし、同表の4の2の項の次に次の1項を加える。

5 法第43条第2項 第1号の規定に基づ く認定	建築物の敷地と道路と の関係の建築認定申請 手数料	27,000円
--------------------------------	---------------------------------	---------

別表第2の31の項の次に次の1項を加える。

31の2 法第85条 第6項の規定に基づ く許可	仮設興行場等建築許可 申請手数料	160,000円
--------------------------------	---------------------	----------

附 則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる日のいずれか遅い日から施行する。

栃木市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市奨学金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

栃木市奨学金貸付条例（平成22年栃木市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「栃木市奨学基金から」を「本市が」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 この条例において「貸与奨学生」とは、栃木市奨学基金から奨学金の貸付けを受ける者をいう。

第3条第1項第7号中「奨学金」を「貸与奨学生にあつては、奨学金」に、「受けていない者。」を「受けていない者」に改め、同号ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の栃木市奨学金貸付条例の規定により貸し付けられた奨学金については、なお従前の例による。

栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 8 月 31 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例を廃止する条例

栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例（平成27年栃木市条例第54号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 北部健康福祉センター（仮称）新築建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 1,009,800,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 栃木市都賀町大橋256番地1
ワタナベ・大澤特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社ワタナベ土木
代表取締役 平山 研史 |

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 北部健康福祉センター（仮称）新築電気設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 186,732,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 栃木市平井町523番地7
大興・荒井特定建設工事共同企業体
代表者 大興電気工業株式会社
代表取締役 小林 誠 |

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 北部健康福祉センター（仮称）新築機械設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 394,200,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 栃木市大平町榎本919番地1
サルカン・セキネ特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社サルカン
代表取締役 猿山 正和 |

財産の取得について

高規格救急自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の表示 | 高規格救急自動車 1台 |
| 2 | 取得の方法 | 事前審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 | 取得予定価格 | 37,152,000円 |
| 4 | 取得相手 | 宇都宮市横田新町3番47号
栃木トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 新井 将能 |

財産の処分について

次の財産を売却することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

1 財産の表示

種別	地目	面積	所在
土地	宅地	14,599.21 m ²	栃木市千塚町1708番

- 2 売却の方法 随意契約による売却
- 3 売却予定価格 218,988,150円
- 4 売却相手 愛知県安城市三河安城町二丁目20番地1
日本モールド工業株式会社
代表取締役 石原 昭

財産の処分について

次の財産を売却することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

1 財産の表示

種別	地目	面積	所在地
土地	宅地	5,161.29 m ²	栃木市千塚町1729番
土地	宅地	4,971.16 m ²	栃木市千塚町1730番
土地	宅地	5,707.30 m ²	栃木市千塚町1731番
計		15,839.75 m ²	

- 2 売却の方法 随意契約による売却
- 3 売却予定価格 218,588,550円
- 4 売却相手 大阪府大阪市西区新町一丁目33番8号
井上特殊鋼株式会社
代表取締役 井上 寿一

平成29年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

平成29年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金937,607,153円のうち500,000,000円を資本金に組み入れ、437,607,153円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

平成 30 年 8 月 31 日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市倭町 1 1 番 6 号

氏 名 佐山 和江

生年月日 昭和 29 年 6 月 3 日

議案第100号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法
(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求め
る。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市西方町金崎340番地1

氏 名 鮎田 博

生年月日 昭和18年12月2日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市大平町下皆川3番地6

氏 名 菊地 由起

生年月日 昭和34年12月26日

議案第102号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市梅沢町743番地1

氏 名 熊倉 陽子

生年月日 昭和25年4月11日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 犬川 秀子

住 所 栃木市西方町金井292番地2

氏 名 大阿久 功子

生年月日 昭和31年3月29日

議案第104号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市尻内町6・6・5番地4

氏 名 白井 春江

生年月日 昭和32年2月9日

認定第2号

平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

平成29年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

平成29年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

認定第5号

平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳
出決算の認定について

平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算につ
いて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ
り議会の認定を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

歳入歳出決算の認定について

平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

認定第7号

平成29年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

平成29年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定
について

平成29年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成30年8月31日提出

栃木市長 大川 秀子

認定第 10 号

平成 29 年度栃木市水道事業会計決算の認定について

平成 29 年度栃木市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により議会の認定を求める。

平成 30 年 8 月 31 日提出

栃木市長 大 川 秀 子